

事業者名				
保有台数	大型バス(乗合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)
	台	台	台	台
定期点検実施台数				
	うち 12月点検	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
- ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのこじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 「不適合」があった台数を記入(複数の不具合箇所があっても1台と計上)

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢の内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法 【1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】	必須記入		総走行距離別		初度登録年別		
		不適合	不具合別内訳件数					
燃料装置の燃料漏れ(3月)	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※ エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異常がないか、目視などで点検する。 ※ 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		ホース・パイプの亀裂	件	50万km未満	台	H29年以降	台
			クランプの取付状態	件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
			クランプのゴムの劣化	件	100万km超	台	H24年以前	台
電気装置の電気配線(3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。		クランプの取付状態	件	50万km未満	台	H29年以降	台
			電気配線の干渉	件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態(3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検する。 ④ 接合部及びクランプに緩みなどが目視などにより点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹸水等を用いて目視などにより点検する。		他の部分との接触	件	50万km未満	台	H29年以降	台
			ホースの劣化	件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
			接合部、クランプの緩み	件	100万km超	台	H24年以前	台
			エア漏れ	件				

(トラックのみ)

制動装置のブレーキ・チャンパのロッドのストローク(3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。		ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H29年以降	台
制動装置のブレーキ・チャンパの機能(12月)	① 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、チャンパのクランプ回り、ホース(チューブ)の接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 ② ペダルを戻したときのチャンパ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 ③ 必要がある場合には、ブレーキ・チャンパを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品になっているものは、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)		エア漏れ	件	50万km未満	台	H29年以降	台
			チャンパ・ロッド戻りの異常	件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
			損傷・劣化	件	100万km超	台	H24年以前	台

(バスのみ)

非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。		開閉不良	件	50万km未満	台	H29年以降	台
車枠車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。		損傷	件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
					50万km未満	台	H29年以降	台
					50超～100万km	台	H28～H25年	台
タービン・ロータの回転具合等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。		シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触	件	50万km未満	台	H29年以降	台
					50超～100万km	台	H28～H25年	台
					100万km超	台	H24年以前	台